

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金 Q & A（8 月 5 日更新）

Q 1. 対象となる事業者の要件はあるのか。

A 1. 市内に本社、支社、営業所を有する道路運送事業又は自動車運転代行業を営む中小企業者が対象です。大企業やみなし大企業は対象外です。この他、補助対象者の要件については交付要綱やチラシをご確認ください。

Q 2. 中小企業者とは何か。

A 2. 以下の「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社又は個人をいいます。道路運送事業、自動車運転代行業は下記①（運輸業）に該当します。

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5,000 万円以下	50 人以下
④サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

Q 3. 個人事業主で古賀市内在住だが、事業所の所在地が市外の場合は対象になるのか。

A 3. 事業所の所在地で判断します。事業所の所在地が市外の場合は対象外です。

Q 4. 事業用登録をしている車両であればすべて対象になるのか。

A 4. 市内で使用している車両が対象になります。原則として車検証の「使用の本拠の位置」に記載されている住所が古賀市内である必要があります。（使用者の住所が古賀市で使用者と使用の本拠の位置が同じ場合は、「* * *」と表記されています。）

また、貨物自動車運送事業等の許可年月日（貨物軽自動車運送事業者の場合は届け出日）、車検証記載の「登録年月日／交付年月日」が令和 7 年 5 月 31 日以前であることが条件です。

Q 5. 上限額はあるのか。

A 5. 補助対象車両の保有台数に応じて支援金額を算定しますので上限額は設けていません。

ただし、予算を超過した場合は申請の受付を終了するとともに、受付後であっても申請額どりの交付とならない可能性がありますので、予めご了承ください。

Q 6. 車両 1 台毎に支援金の単価が設定されているのに、燃料の購入実績が確認できる資料の提出が必要となる理由は何か。また、書類は具体的に何を提出すればよいか。

A 6. 補助対象車両が事業の用に供されていることを確認するため、燃料の購入実績が確認できる資料の提出をお願いしています。提出書類は、直近の決算書のうち燃料費の購入金額が記載されてい

る部分や支払台帳の写し等の提出をお願いします（補助対象車両毎の内訳等は不要です）。

Q 7. 運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書を失くしてしまったがどうすれば良いか。

A 7. 運輸支局に証明願を提出し、証明書を取得してください。なお、貨物軽自動車運送事業者については届け出制につき許可書が存在しないため、貨物自動車運送事業と同様に運輸支局へ証明願を提出し証明書を取得してください。

Q 8. 創業したばかりで確定申告をしていないがどうしたらよいか。

A 8. 令和 7 年 1 月以降に開業した場合は、開業届や営業許可証など開業に関する公的書類の写しを提出してください。

Q 9. 滞納のない証明書は何を提出すればよいか。

A 9. 古賀市収納管理課で「市税に滞納のない証明書」を取得してください。

なお、取得には手数料 300 円と代表者印または代表印を押印した委任状が必要になります。

Q10. 市内に複数の営業所がある場合、それぞれ申請書を提出したらよいか。

A10. まとめて申請してください。なお、申請書所在地については代表のものを 1 つ選んで記載してください。

Q11. 燃料費高騰対策運送事業者等支援金は課税の対象となるか。

A11. 課税の対象となります。収入として確定申告してください。

（7 月 11 日追加）

Q12. 令和 7 年 5 月 31 日時点で所有していたが、その後売却し、申請時点では所有していない場合、補助対象車両に含めることができるか。

A12. 補助対象車両に含めることができます。本補助金は物価高騰対策として、燃料費の高止まりに対する支援を目的とするものであり、令和 7 年 5 月 31 日時点で所有している車両であれば、その後売却等を行った場合であっても補助対象車両とすることができます。その場合、売買等の事実が分かる書類（契約書の写し等）を提出してください。

Q13. 自動車検査証に有効期限の記載がなく、令和 7 年 5 月 31 日時点で補助対象車両を所有していることが証明できない場合はどうすればよいか。

A13. 令和 5 年 1 月 4 日より自動車検査証が電子化され、検査証本体に有効期限が記載されていない場合があるため、検査証と同時に発行される自動車検査証記録事項も含めて提出してください。

Q14. 申請台数の上限はあるか。

A14. 台数の上限はありません。

（8 月 5 日追加）

Q15. 本社が古賀市以外のため、履歴事項全部証明書や確定申告書に古賀市の事業所の住所が載っていないが、古賀市内に事業所があることが確認できる書類の写しは何を提出すればいいか。

A15. 許可証（又は証明願）や届出書に古賀市内の事業所の住所が記載されている場合は、そちらで確

認をしますので、追加で提出いただく必要はありません。

※上記のほか、ご不明な点があるときは、事前に商工政策課までご相談ください。